

【参考】

伊賀市自治基本条例第24条

住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することはできない。

組織の開放性、自主性・主体性

(1) 区域を定めていること。

→ 区域設定

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること

→ 組織の開放性

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

→ 組織の自主性・主体性

(4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議など明記した規約を定めていること。

→ 組織の民主性

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

→ 組織の多様性

【解説】

・住民自治協議会には権限の付与や財政支援をするため、一定の要件を設けることとしました。ただし、地域の事情により、柔軟な設置が可能となるよう要件の内容については大まかなものになっています。

・住民自治協議会の設立及び運営にあたっては、自治会(区)が中心的な役割を果たしていく必要があると考えられます。

・第1号の区域については、新市建設計画では「小学校区」を基本としていますが、学校統廃合の関係もあり、一律に「小学校区」と規定できないため、「共同体意識の形成が可能な一定の地域内」と定め、具体的な区域については、地域住民が決めるべきものとしています。

・第4号の規約については、将来、住民自治協議会が法人化することも可能なように既存の法人化制度の要件も勘案し、目的・名称・区域・事務所の位置・会員の資格・代表者。会議などについて少なくとも規程するよう定めています。

